

公立大学法人横浜市立大学附属病院における医薬品等の治験実施に関する要綱（手順書） 新旧対照表

改正前	改正後
最新改訂 平成 28 年 9 月 1 日	最新改訂 平成 29 年 9 月 1 日
第 1 条 略 (新設) 第 6 項～第 10 項	第1条 略 <u>6 体外診断用医薬品に対しては、「体外診断用医薬品」を特定した事項を除き、「治験薬」とあるのを「体外診断用医薬品」と読み替えることにより、本要綱を適用する。</u> 第 7 項～第 11 項
(新設)	<u>附 則</u> <u>1 本要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。</u> <u>2 公立大学法人 横浜市立大学附属病院における医薬品等の治験実施に関する要綱（手順書）（平成 28 年 9 月 1 日 改訂）は廃止する。</u>

以上